

下記の物件について一般競争入札による調達を行うので、雲南市契約規則（平成19年雲南市規則第3号。以下「契約規則」という。）第5条に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 25 日

雲南市長 石 飛 厚 志

記

1. 担当部局 雲南市教育委員会児童生徒支援課（Tel0854-40-1084）
2. 物件の名称 雲南市教育支援センター複合機リース（長期継続契約）
3. 納入場所 雲南市木次町平田 旧温泉小学校（おんせんキャンパス）地内
4. 納入期限 令和 7 年 7 月 31 日
5. 入札参加要件 入札に参加する事業者は、下記のすべての要件を満たさなければならない。
 - ①所在地等 雲南市内に本社または営業所を有している事業者で、令和 5～7 年度雲南市物品の売買、借入等に係る入札参加資格者名簿大分類「1. 文具・事務用機器類」に登録されていること。
 - ②納入実績等 直前 2 カ年間で市との取引実績があること。
 - ③その他参加要件
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ 事務所が所在する自治体で市税の滞納がない者であること。
 - ウ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、国、島根県、雲南市のいずれからも指名停止処分を受けていないこと。
 - エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
6. 参加の申請
入札に参加を希望する者は、次に掲げる添付書類を令和 7 年 7 月 4 日（金）12 時まで児童生徒支援課へ申請すること。
 - ① 一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）
 - ② 物品の納入実績調書（様式第 2 号）
7. 物件の仕様等
別紙「機種仕様書」参照
8. 適合規格承認申請
仕様書に基づく入札物件としての適合の確認を行うので、下記の書類を令和 7 年 7 月 2 日（水）12 時まで児童生徒支援課へ提出してください。適合規格の適否については、提出のあった申請書等に基づいて確認し、その結果を令和 7 年 7 月 3 日（木）12 時まで申請者に通知します。なお、7. 物件の

仕様等に記載の参考品と同一品の場合は提出不要です。

- ① 適合規格承認申請書（様式第3号）
- ② 製品カタログ等（コピー可）

9. 支払の条件

納品検査を実施し、合格した日の属する日の翌月より賃貸借契約（60回）を締結する。

10. 入札日時等

- ① 入札日時 令和7年7月7日（月） 15時00分（入札後即時開札）
- ② 入札場所 雲南市役所 2階 202会議室

11. 質疑及び回答方法

質疑事項がある場合は、令和7年6月27日（金）12時までに、担当課に対して書面（FAX可、但し電話にて送信確認を行うこと）で提出すること。回答は令和7年6月30日（月）17時までに回答する。

12. 入札方法等

- ①入札は、所定の様式による入札書を作成し、封筒に入れて提出すること。
- ②入札金額は、月額リース料と仕様書に示す使用量における保守（コピー）料を合算した額（税別）とし、併せて内訳を記載すること。
- ③郵便による入札は認めない。
- ④一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- ⑤入札回数は、3回とする。
- ⑥代理人をもって入札する場合は、委任状（任意様式）を提出すること。なお、入札者又はその代理人は、入札に際し同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。
- ⑦入札保証金は免除する。
- ⑧落札後は、「賃貸借契約書」を締結する。

13. 入札の無効

次の入札は無効とする

- ①公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ②虚偽の申請を行った者のした入札
- ③入札に関する条件（本件公告文、雲南市契約規則等参照）に違反した入札

14. 契約保証金 免除する。

15. 特約事項

- ①この契約は長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。
- ②契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

16. その他 詳細不明の点については、雲南市教育委員会児童生徒支援課に照会すること。